

総務省は、平成20年8月に着手した、貸し切りバスの安全確保対策に関する行政評価・監視作業についての結果を2年越しでとりまとめ、先月10日、国土交通省に対し、貸し切りバス事業者等への指導徹底や監督業務の見直しを求める勧告を行いました。

勧告の一部は、観光庁に対しても行われています。旅行業務の適正化、つまり旅行業者に對して指導する立場だからです。貸し切りバスの安全確保について顕在化している主な問題点は次の4つです。

第1は、規制緩和以降に事業参入したのは小規模事業者が多く、バス乗務員の休憩仮眠所など必要な施設を整備していない者もあるにもかかわらず、国交省による確認や監査が適切に行われていない点です。

第2は、競争激化で旅行者の値切り行為やバス事業者の値引き行為が横行し、適正な運行

ための労働時間等を規制した「改善基準告示」などの法令・基準が遵守されておらず、法令違反が蔓延していること。また、旅行者が改善基準告示などの内容を理解しておらず、バス事業者に無理な旅行計画を押し付けているケースもあるという点

務省は今回、新規事業者の運輸施設の写真または現地調査による確認▽過労運転防止等の関係法令の遵守の徹底▽旅行者に對する指導・監督の強化▽届け出運賃の收受状況の実態把握と運賃の検証▽ツアーバスの運行



貸し切りバスの激安競争と安全

です。

実態の確認と法令遵守の徹底などの勧告を行いました。

第4は、急伸長しているツアーバスの中には道路運送法や改善基準告示に違反する行為が認められるにもかかわらず、その運行実態は十分に把握されていないという点です。

また、乗務員の過労防止の観点から、交代乗務員の配置指針の見直し、すなわち上限乗務距離の改善も求めています。

第3は、乗務員の過労防止の

運賃の安さは、利用者にとっ

ては大きな魅力です。旅行者

の値切り行為の背景には、旅行業界も厳しい競争下におかれているという現実があります。しかし、安全を担保するために、乗務員の労働条件の確保や車両の適切なメンテナンスが欠かせません。

貸し切りバスは、鉄道や乗り合いバスほどではありませんが、1日当たりおよそ83万人が利用する重要な乗り物です。これは、飛行機や船の3倍以上の利用者数です。今回の勧告が契機となつて、貸し切りバスの安全性が向上することを期待したいと思えます。

(安部誠治・関西大学社会安全学部教授)